

三原市水道事業ホームページ広告掲載取扱要領

平成 25 年 2 月 1 日

改正平成 26 年 4 月 1 日

改正平成 28 年 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三原市水道事業ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関して、三原市水道事業広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する位置及び規格等)

第 2 条 ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）の位置及び規格等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載位置 ホームページのトップページ
- (2) 規格 縦 6 0 ピクセル，横 1 5 0 ピクセル
- (3) 色 フルカラー
- (4) 枠数 1 か月につき 8 枠

(広告の作成条件)

第 3 条 バナー広告の作成条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告原稿は、電子データで作成しなければならない。なお、ファイル種類は、「Graphic Interchange Format (GIF) 形式」又は「Joint Photographic Experts Group (JPEG) 形式」とし、ファイルサイズは 1 5 キロバイト以下とする。
- (2) 広告にアニメーションを使用する場合は、色調のコントラストが強い反転表示を継続させてはならない。また、画面の置き換え速度は、3 秒以上にしなければならない。
- (3) 広告は、閲覧者に不快感を与えないよう、色調や明るさに配慮しなければならない。
- (4) リンク先ウェブサイトのアドレスは、1 箇所としなければならない。

(広告の掲載期間)

第 4 条 バナー広告の掲載期間は、月初めから月末（月初め又は月末が休日（日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び土曜日並びに 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までをいう。以下同じ。）に当たるときは、これらの日の翌日）までの 1 箇月を最小単位（以下「掲載単位」という。）

とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 バナー広告を募集するときは、ホームページ及びその他の広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)を公募するものとする。申込者には、広告掲載を希望する者から依頼を受けて広告媒体を確保し、広告の作成を行う者(以下「広告代理店等」という。)を含む。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、三原市水道事業ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、年度を超える期間を継続して申し込むことはできない。また、広告掲載希望金額は、月額3,085円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以上でなければならない。

2 前項の規定による申込みは、広告の掲載開始希望日が属する月の前々月末(その日が休日に当たるときは、これらの日の前日)までに行わなければならない。

3 管理者は、第1項に規定する申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 管理者は、前条に規定する申込みがあったときは、申込みの内容が要綱及び本要領に合致しているか、審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、掲載可能な広告が公募する広告枠数を超える場合は、次に掲げる優先順位に基づき、広告を掲載する者(以下「広告掲載者」という。)を選定する。

(1) 優先順位1 市内に本社、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等、若しくは商店街又は専門店街などの連合体。ただし、広告代理店等を除く。

(2) 優先順位2 国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人及びこれに類するもの

(3) 優先順位3 「優先順位1」以外の企業、事業者又は広告代理店等

(4) 優先順位4 掲載単位当たりの広告掲載希望金額の高いもの

(5) 優先順位5 申込先着順

3 前項の規定において、広告掲載者を選定することができない場合は、抽選によ

り広告掲載者を選定するものとする。なお、抽選に参加しない申込者がある場合は、当該申込者に代わって、当該広告掲載事務に関係しない三原市水道事業（以下「水道事業」という。）の職員が抽選を行うこととする。

4 管理者は、前2項の規定により広告掲載者及び広告掲載期間を決定したときは、書面によりその結果を申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 管理者は、前条第4項の規定により広告掲載者と、広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告掲載者は、管理者が別に指定する期日までに、広告原稿を作成し、提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告掲載者が負担するものとする。

2 管理者は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容及び表現並びにリンク先ウェブサイトの内容が、要綱及び本要領に合致していることを確認しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による確認の結果、広告原稿の内容及び表現並びにリンク先ウェブサイトの内容が適当でないと認めるときは、広告掲載者に対し、広告原稿及びリンク先ウェブサイトの内容等の変更を求めることができる。なお、広告掲載後についても同様とする。

（掲載しない広告）

第10条 次の各号のいずれかに該当する広告は、ホームページには掲載しないものとする。

(1) 広告又はリンク先ウェブサイトの内容が、要綱第4条各号のいずれかに該当する広告

(2) 広告又はリンク先ウェブサイトの内容に、ミネラルウォーター、ウォーターサーバー、浄水器等の販売又はレンタルに関する内容が含まれている広告

(3) 広告又はリンク先ウェブサイトの内容に、水道事業への不安を煽る内容が含まれている広告

(4) 三原市水道料金の滞納がある者の広告

(5) その他管理者が不相当と認める広告

（広告掲載料）

第11条 広告掲載料は、申込書に記載されている広告掲載希望金額のうち、第7

条第4項の規定により決定を受けた掲載期間の合計額とする。

2 広告掲載者は、前項の広告掲載料を、管理者が指定する期日までに、納入通知書により一括して納付するものとする。

(バナー広告の掲載位置)

第12条 バナー広告の掲載位置は、掲載単位につき、次に掲げる優先順位に基づき、上段から順に掲載するものとする。

- (1) 優先順位1 掲載単位当たりの広告掲載料が高いもの
- (2) 優先順位2 広告掲載期間が長いもの
- (3) 優先順位3 申込先着順

2 前項の規定において、同順位の広告掲載者が2者以上ある場合は、抽選により掲載位置を決定するものとする。なお、抽選に参加しない広告掲載者がある場合は、当該広告掲載者に代わって、当該広告掲載事務に関係しない水道事業の職員が抽選を行うこととする。

(広告掲載の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告等を行わずに、広告掲載の決定を取消し、又は掲載中の広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

- (1) 広告掲載者又は広告若しくはリンク先ウェブサイトの内容等が、要綱第4条各号及び本要領第10条各号のいずれかに抵触する事実が判明したとき。
- (2) 広告掲載者が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告掲載者が、本要領第9条第3項の規定による変更の求めに応じなかったとき。
- (4) 広告掲載者が、三原市及び水道事業の信用を失墜し、又は業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 広告掲載者が、社会的信用を著しく失墜するような行為を行ったとき。
- (6) 広告掲載者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 水道事業の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定による広告掲載の取消し等により広告掲載者が損害を受けることがあっても、管理者はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載の中止)

第14条 広告掲載者は、自己の都合により、掲載中の広告を削除し、又は広告掲載を一時中止するときは、30日前までに書面により管理者に申し出なければな

らない。

(広告掲載料の返還)

第15条 納付された広告掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告掲載者の責めに帰さない事由により広告の掲載を取消し、又は掲載中の広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止した場合は、この限りではない。

(広告掲載者の責務)

第16条 広告掲載者は、要綱第3条各号に規定する広告掲載の基本原則を誠実に守らなければならない。

2 広告代理店等は、当該広告代理店等に広告の掲載を依頼した者(以下「広告主」という。)の広告又はリンク先ウェブサイトの内容等が、要綱第4条各号及び本要領第10条各号のいずれかに抵触する事実が判明したときは、責任を持って広告主に当該広告又はリンク先ウェブサイトの変更を求めるとともに、変更後の広告又はリンク先ウェブサイトの内容等に問題がないことを確認の上、管理者に報告しなければならない。

3 広告代理店等は、広告主に対し、要綱第3条各号に規定する広告掲載の基本原則について周知し、広告主の同意の上、広告掲載の手続きを行わなければならない。

4 広告の内容に関する紛争については、広告主の責めによるものであっても、広告代理店等の責任において解決するものとし、管理者はいかなる責任も負わないものとする。

(協議)

第17条 要綱及び本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者及び広告掲載者が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成28年2月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

三原市水道事業ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

三原市水道事業

三 原 市 長 様

住 所

商号または
名 称

印

代 表 者

三原市水道事業広告掲載取扱要綱及び三原市水道事業ホームページ広告掲載要領の内容等を了解し、同要領第6条の規定に基づき広告の掲載を申込みます。

担当者	氏 名		部 署 名	
	T E L		F A X	
	Eメール			
業 務 内 容				
ホームページ URL				
市内事業所等の住所				

申込む欄すべてに広告掲載希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記入してください。なお、広告掲載希望金額の最低価格は、月額3,085円です。

4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円